



人権尊重

2019年度の取り組み

2019年度は、当社および連結経営会社162社を対象とした人権リスク評価（リスクマッピング）を実施しました。外部専門家の協力を得ながら、グループ会社の事業内容と所在地（国・地域）、人員構成や取り扱う原材料・製品などに基づいて各社の潜在的な人権リスクを見積もり、以前から実施している内部監査およびレスポンシブル・ケア監査の結果も踏まえてリスク対策状況などを確認しました。こうしたプロセスを経ることにより、客観性を保ちつつ実態に即した評価としました。

【リスク評価項目】

当該リスク評価においては、大きな評価視点として「社会」「環境」「労働安全衛生」「ガバナンス」の4つのカテゴリを設定し、これらをさらに細分化した項目についてリスクの有無をチェックしました。例えば、「社会」のカテゴリでは、強制労働や児童労働、差別、ハラスメント、結社の自由、先住民・文化遺産を含む多岐にわたる評価項目を設定しました。また、他のカテゴリにおいても、以前から監査などの取り組みの対象としていた項目について人権という切り口で改めてリスク評価を行いました。

社会

S1	強制労働・人身取引
S2	児童労働
S3	労働時間
S4	賃金・雇用契約
S5	差別
S6	ハラスメント・懲罰
S7	結社の自由
S8	土地の問題
S9	地域コミュニティへの負の社会的影響
S10	先住民・文化遺産
S11	プライバシー
S12	対策・管理手順（サプライチェーン）

環境

E1	環境汚染
E2	資源管理
E3	騒音振動悪臭

労働安全衛生

HS1	対策・管理手順
HS2	機械安全
HS3	火災・爆発
HS4	危険性のある作業
HS5	感染・粉塵・石綿作業

ガバナンス

G1	賄賂等の防止
G2	不正会計等の防止
G3	品質に関する不正等の防止
G4	違反事例

【リスクスコア算出の考え方】

それぞれの項目について、リスクを生起する要因となる活動とリスクを低減する要因となる活動について確認し、リスクを生起する要因となりうる活動があればリスクスコアをプラスし、当該リスクに関してそのリスクを低減する活動を実施していれば、リスクスコアをマイナスし、リスクを数値化しています。リスクスコアの数値が高いほど、人権リスクが高いと想定しています。

（リスクスコアがプラスになる場合（例））

- ・外国籍労働者、移民労働者を雇用している場合
- ・当該グループ会社の操業地域が、国際機関が公表しているインデックス（例：Global Child Forum & UNICEF「Children's Rights and Business Atlas」）で高リスク国として位置づけられている場合
- ・（賃金の低廉な労働者が比較的多い事業形態であると考えられる）労働集約型とみなされる事業の場合

（リスクスコアをマイナスにする活動（例））

- ・移民労働者の身分証明書を原本で確認し、写しを保管している
- ・児童労働禁止に関する方針を策定している
- ・従業員の賃金は食費と住居費など基本的ニーズを満たし、扶養家族を賄うのに十分な額を提供していることを確認している



2020年度の取り組み

2019年度に実施した、当社および連結経営会社を対象とした人権リスク評価(リスクマッピング)において、相対的にリスクが高いと考えられたグループ会社30社に対して、詳細調査として書面調査あるいは現地調査を実施しました。

【書面調査の実施(対象:中国・インド・タイ・日本などの計26社)】

書面調査では、社会・環境・安全衛生・ガバナンスの各カテゴリにおいて、人権リスクが高い事業活動の有無やリスク低減措置の実施状況について、質問状を送付し回答を得ました。

【現地調査の実施(対象:中国・タイ・タンザニアの計4社)】

特に人権リスクが高いと評価されたグループ会社に対しては、外部専門家を起用し、就業規則や賃金規程などの文書確認、現地従業員(派遣社員を含む)に対するインタビュー、就労環境の確認などを行いました(一部リモート調査)。

これらの調査の結果、以下のような状況を把握しました。

(人権リスク低減に向けて他グループ会社の参考とすべき良い取り組み)

- ・環境保全、労働安全衛生の取り組みは高レベルで展開されている(4社全て)
(例:法令要求事項に留まらず雨水再利用や廃棄物削減活動などを含めて継続的に改善に取り組んでいる)
- ・全ての一次サプライヤーに対して現地語に翻訳した購買基本理念を伝達している(タンザニア)
- ・外部弁護士を招き、労働問題に関する規制や最新動向についての従業員向け研修を毎年実施している(中国)

(改善が必要と考えられる課題)

- ・実務としては実施されているが、人権や労働についてのサプライヤーに対する要求事項が評価手順や基準に明示されていない(中国・タイ)

2021年度における取り組み

2019年度に外部専門家による人権リスク評価(リスクマッピング)を実施し、2020年度は人権リスク評価において相対的にリスクが高いと考えられたグループ会社に対する詳細調査(書面・現地調査)を行いました。2021年度は、これらの詳細調査のフォローアップを実施しました。具体的には、国・地域によって異なる規制や基準の有無などに関して現地グループ会社や外部専門家にヒアリングを行い、生活賃金への配慮や外国人労働者のパスポート管理方法などの人権尊重の取り組み状況を確認しました。その結果、詳細調査を実施したグループ会社においては、各国法・規則に則った取り組みがなされており、国際労働機関(ILO)中核的労働基準*などの国際規範が求める事項に抵触するような大きなリスクは発見されませんでした。人権尊重に向けたさらなる強化策として、サプライヤーに要請する事項に「人権・労働」を明示するなどの対策を講じています。また、前年度調査において人権リスク低減に向けて他のグループ会社の参考とすべき良い取り組みについては、グループ内での展開を進めています。

※ ILO中核的労働基準とは、労働に関する最低限の基準を定めたものであり、結社・団体交渉の自由、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の撤廃、安全で健康な労働条件の5つを指す